

まえがき

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達のために安全でおいしく、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、正しい食事の在り方と望ましい食習慣の形成、地域の食文化や郷土の理解につなげることなど「食」に関する指導の多様なねらいをもって実施されています。

さて、「学校給食の手引き」は、平成9年3月に、学校給食の意義を踏まえた給食指導の充実や安全・安心な給食を提供していくための管理の手引きとして作成し、活用されております。しかしながら、発行から14年を経過し、社会環境の変化やライフスタイルの多様化に伴って、児童生徒の食事環境も変化し、食を背景とした健康課題や郷土の食文化の継承など、食に関する課題も大きく変わってまいりました。

このような中、平成17年には食育基本法が制定され、国全体で食育に取り組むことになり、さらに、平成20年度に学習指導要領が改訂され、総則に食育が明確に位置付けられるなど、学校教育全体で食育を推進していく方向性が示されたところです。

また、約50年ぶりに学校給食法が大幅に改正され、平成21年4月に施行されましたが、法の目的には食育の推進が明記され、学校給食の目標について、「食に関する適切な判断力の涵養」「伝統的な食文化の理解」「生命・自然を尊重する精神」等が新たに追加されて充実が図られています。また、学校給食実施基準、学校給食衛生管理基準が法的に位置づけられ、食育の充実に加え安全・安心な学校給食の提供についての内容がさらに強化されたところです。

なお、長崎県においては、平成8年以降学校給食における食中毒は発生しておりませんが、これもひとえに学校給食に携わっておられる方々の御尽力のためのものであると深く感謝しております。

今回の改訂にあたっては、学校給食の一層の充実に向けて本書を御活用頂き、児童生徒が生涯を通じて健康で活力のある生活を送るための基礎を培い「生きる力」を育むようお願いいたします。

終わりになりましたが、本書の作成にあたり御多用の中、多大な御協力をいただきましたワーキング委員の皆さま、資料を御提供いただきました関係者の皆さま及び御指導いただきました監修委員の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成23年3月

長崎県教育委員会教育長
寺田 隆士